

## 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方へ

新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変し、就学が困難となった場合、昨年の所得に関係なく、市内の小中学校に通うお子さんの学用品費や学校給食費など、期間を設けて支給します。

対象者：新型コロナウイルス感染症の影響で、休業要請による営業自粛や給与の減額、離職、解雇等があった方で、年間の推計所得が就学援助支給基準に該当する方

※昨年の所得が就学援助支給基準に該当する方は、従来の就学援助を申請してください。

※現在、就学援助の認定を受けている方は、申請できません。

※収入のわかる書類、印鑑を持参し、学校教育課に申請してください。

※認定基準、支給費目、支給額、支給方法等は、佐野市就学援助支給要綱に準じます。  
(例) 支給方法：学校をとおして支給する

### 収入のわかる書類（生計を一つにする方全員の収入を合計します）

給与収入の方	減額	給与明細書（令和2年1月から指定月までの分）
	離職・解雇	離職票や退職証明書+離職・解雇までの給与明細書
自営業の方	売上及び経費のわかる帳簿など（令和2年1月から指定月までの分）	

### 支給の期間

第1期	4月～9月の6か月分	【1～6月の収入額で認定】 申請締切 6月30日
第2期	第1期で認定された方で、7月以降も収入が回復しない方 10月～12月の3か月分	【1～9月の収入額で認定】 申請締切 9月30日
第3期	第2期で認定された方で、12月以降も収入が回復しない方 1月～3月の3か月分	【1～11月の収入額で認定】 申請締切 12月15日

**申請締切を過ぎた場合も受け付けますが、支給が遅くなります。**

**支給項目** 学校給食費  
学用品費 通学用品費・・・7月、12月、3月にまとめて支給  
校外活動費、修学旅行費・・・該当者に経費のうち一部（上限あり）  
卒業アルバム代・・・・・・・・最終学年、上限あり

申請、問合せ先

佐野市教育委員会学校教育課学務係 TEL 0283-20-3107